

(仮称) 横浜市こども・子育て基本条例(案) 新旧対照表

原 案	修正案	備考
<p>こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。</p> <p>しかしながら、急速な少子化の進展その他の社会の大きな変化の中で、こどもを取り巻く環境はめまぐるしく変わっており、このような状況の下、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、こどもが、愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明し、多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。</p> <p>また、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者を始めとしたこどもを取り巻く<u>おとな</u>の責務である。</p> <p>そして、<u>そのような環境の下</u>、こどもが、自立心を養い、自ら研鑽に努め、多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身に付けながら<u>成長することが</u>、<u>こどもが</u>公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。</p> <p>ここに、こども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。</p>	<p>こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。</p> <p>しかしながら、急速な少子化の進展その他の社会の大きな変化の中で、こどもを取り巻く環境はめまぐるしく変わっており、このような状況の下、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、こどもが、愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明し、多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。</p> <p>【第4段落に移動】</p> <p><u>また、このような経験は</u>、こどもが、自立心を養い、自ら研鑽に努め、多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身に付けながら<u>成長し</u>、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。</p> <p><u>そして</u>、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者を始めとしたこどもを取り巻く<u>社会全体</u>の責務である。</p> <p>ここに、こども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を反映 <p>第3段落と第4段落を入れ替え</p> <p>段落を入れ替えたことに伴う文言の整理</p> <p>「社会全体」で取り組む課題であることを示すため修正</p>
<p>(市民及び事業者の役割)</p> <p>第6条 市民及び事業者は、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、こどもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な<u>配慮</u>を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(市民及び事業者の役割)</p> <p>第6条 市民及び事業者は、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、こどもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な<u>取組</u>を行うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を反映
<p>(育ち学ぶ施設の関係者の役割)</p> <p>第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の整備に努めるとともに、こどもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>(育ち学ぶ施設の関係者の役割)</p> <p>第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、<u>心身の状況、置かれている環境等にかかわらず</u>、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の整備に努めるとともに、こどもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を反映 <p>育ち学ぶ施設には、障害児等について特に配慮を求める趣旨で追記</p>
<p>(子育て支援)</p> <p>第9条 保護者が安全で安心な環境の中でこどもを育てることができるよう、市は、こども及び保護者の意見を尊重しつつ、子育てしやすい社会の実現のために、こどものある家庭に対する支援を始めとした様々なこども・子育てに関する施策を、<u>妊娠の段階から</u>切れ目なく総合的に<u>進める</u>ものとする。</p> <p>2 市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者は、前項の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(子育て支援)</p> <p>第9条 保護者が安全で安心な環境の中でこどもを育てることができるよう、市は、こども及び保護者の意見を尊重しつつ、子育てしやすい社会の実現のために、こどものある家庭に対する支援を始めとした様々なこども・子育てに関する施策を、<u>学童期から、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて</u>切れ目なく総合的に<u>推進する</u>ものとする。</p> <p>2 市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者は、前項の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を反映 <p>ライフサイクルと連動性を持って支援するため、「学童期から」を追記し、こども基本法の規定に合わせ「就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理